

令和5年5月2日

保護者 様

会津支援学校長

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について
日ごろより本校の教育活動への御理解と御協力に感謝申し上げます。

さて、令和5年4月28日付で福島県教育委員会より「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行及び5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」の通知がありました。

については、下記のとおり対応してまいりますので、御理解と御協力をお願いします。

記

1 対象期間

令和5年5月8日（月）から

2 マスクの着用について

児童生徒や教職員においては、**マスクの着用を求めないことを基本**とします。しかし、感染状況や学習活動に応じてマスクの着用を促すこともありますので、御理解ください。

3 出席停止期間の基準

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とします。無症状の感染者に対する出席停止期間の取り扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。感染不安のため学校を欠席する場合には、原則欠席扱いとなりますが、学校を欠席することに合理的な理由がある場合に限り、「出席停止」として扱うこともあります。

4 濃厚接触者としての対応

濃厚接触者としての特定は行われなことから、新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった場合も感染が確認されていない場合は、出席停止の対象としません。

5 健康観察

引き続き、御家庭との連携により、児童生徒の健康状態を把握したいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。毎日体温を連絡帳等に記入することは求めません。また、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するようお願いします。

6 学校における基本的な感染対策及び教育活動について

「感染リスクが比較的高い活動」等に当たって、活動場面に応じて「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること、児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること等の対策を講じることがあります。

7 陽性者等になった場合について

お子様本人が「陽性者」となった場合は、病院や保健所等の指示に従い療養するとともに、学校（0242-32-2242）へ御連絡ください。

8 その他

不明な点がございましたら、教頭まで御連絡ください。

（事務担当 教頭 電話0242-32-2242）